

○釧路市阿寒町総合運動公園条例

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

釧路市条例第 2 6 8 号

(設置)

第 1 条 市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため、釧路市阿寒町総合運動公園（以下「運動公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 運動公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(使用承認)

第 3 条 運動公園を使用しようとする者は、あらかじめ釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、運動公園の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付し、これを変更することができる。

(使用の制限)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動公園の使用を承認しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 運動公園の建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に、暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 2 により算定した額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の承認を受けたときに納入しなければならない。

ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、運動公園を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第8条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備え付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 不正の手段をもって使用の承認を受けたとき。

(2) 使用の目的以外に使用したとき。

(3) 第3条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 管理運営上支障があると認められたとき。

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、それに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 1 1 条 使用者は、運動公園の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の阿寒町山村広場条例（平成元年阿寒町条例第 1 6 号）、阿寒町農業者トレーニング、スポーツセンター条例（昭和 5 7 年阿寒町条例第 4 号）又は阿寒町営野球場の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年阿寒町条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 2 日条例第 4 9 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 1 8 日条例第 1 号）抄

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 0 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料等の改定に係る経過措置)

4 この条例（第 1 条、第 9 条、第 1 2 条から第 1 5 条まで、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条から第 2 5 条まで、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 1 条、第 3 2 条、第 3 6 条、第 4 4 条、第 5 4 条、第 5 7 条、第 6 0 条、第 6 4 条及び第 6 8 条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第 2 項第

4号から第6号までに規定する規定を除く。)は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取等(以下「使用等」という。)に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきもの(施行日前に発行した納入通知書に係るものを除く。)について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等若しくは施行日前に発行した納入通知書に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 5 次の各号に掲げる規定により施行日前に納入された当該各号に掲げる回数券又は定期券に係る使用料等(有効期間があるものにあつては、有効期間の末日が施行日以後であるものに限る。)によるそれぞれの公の施設の使用等については、なお従前の例による。

(1) から (3) まで 略

(4) 第61条の規定による改正前の釧路市阿寒町総合運動公園条例第5条 同条例別表第2第3項第1号に規定する回数券に係る使用料(規則への委任)

- 8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成27年12月12日条例第49号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料等の改定に係る経過措置)

- 5 この条例(第1条、第9条、第12条から第16条まで、第21条、第23条から第26条まで、第29条、第30条、第32条から第34条まで、第37条、第40条、第45条、第57条、第60条、第63条、第67条及び第71条を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定(第2項第3号から第5号までに規定する規定を除く。)は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取、入港等(以下「使用等」という。)に係る

使用料等（第9項に規定する使用料等を除く。）であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等については、なお従前の例による。

6 次の各号に掲げる規定により施行日前に納入された当該各号に掲げる回数券又は定期券に係る使用料等（有効期間があるものにあつては、有効期間の末日が施行日以後であるものに限る。）によるそれぞれの公の施設の使用等については、なお従前の例による。

（1）から（3）まで 略

（4） 第64条の規定による改正前の釧路市阿寒町総合運動公園条例第5条同条例別表第2第4項第2号に規定する回数券に係る使用料（規則への委任）

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年6月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
阿寒町多目的広場	釧路市阿寒町中央1丁目28番
阿寒町多種目競技広場	釧路市阿寒町中央1丁目28番
阿寒町野球場	釧路市阿寒町中央1丁目28番
阿寒町スポーツセンター	釧路市阿寒町中央1丁目6番1号

別表第2（第5条関係）

1 阿寒町多目的広場使用料

（単位 円）

区分	単位	使用料	
		片面使用	全面使用

貸切	一般	1 日につき	4, 4 8 0	8, 9 6 0
		半日につき	2, 6 5 0	5, 3 0 0
		1 時間につき	6 6 0	1, 3 2 0
	大学生・高校生・中学生・小学生	1 日につき	2, 2 4 0	4, 4 8 0
		半日につき	1, 3 2 0	2, 6 5 0
		1 時間につき	3 4 0	6 6 0
	夜間照明	1 時間につき	3 7 0	7 3 0

備考 「1 日」とは、午前 8 時から午後 5 時までをいい、「半日」とは、午前 8 時から正午まで又は正午から午後 5 時までをいう（2 阿寒町多種目競技広場使用料の表及び 3 阿寒町野球場使用料の表において同じ。）。

2 阿寒町多種目競技広場使用料

（単位 円）

区分			単位	使用料
貸切	一般		1 日につき	3, 9 7 0
			半日につき	2, 3 2 0
			1 時間につき	5 8 0
	大学生・高校生・中学生・小学生		1 日につき	2, 0 0 0
			半日につき	1, 1 8 0
			1 時間につき	3 0 0
	夜間照明		1 時間につき	4 5 0
個人	一般		1 時間につき	2 8 0
	大学生・高校生・中学生・小学生		1 時間につき	1 3 0
	夜間照明	一般	1 時間につき	8 0
		大学生・高校生・中学生・小学生	1 時間につき	3 0

3 阿寒町野球場使用料

（単位 円）

区分	単位	使用料
一般	1 日につき	4 , 1 8 0
	半日につき	2 , 5 1 0
	1 時間につき	6 3 0
大学生・高校生・中学生・小学生	1 日につき	2 , 0 9 0
	半日につき	1 , 2 3 0
	1 時間につき	3 5 0

4 阿寒町スポーツセンター使用料

(1) アリーナ

(単位 円)

区分			使用料 (2 時間につき)	
			6 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	1 0 月 1 日から 5 月 3 1 日まで
貸切	一般	1 / 6 面	7 4 0	9 7 0
		2 / 6 面	1 , 4 9 0	1 , 9 3 0
		3 / 6 面	2 , 0 2 0	2 , 6 2 0
		4 / 6 面	2 , 6 0 0	3 , 3 7 0
		5 / 6 面	3 , 1 3 0	4 , 0 6 0
		全面	3 , 5 8 0	4 , 6 4 0
	大学生・高校生・中学生・小学生	1 / 6 面	3 4 0	4 4 0
		2 / 6 面	6 7 0	8 8 0
		3 / 6 面	9 2 0	1 , 1 9 0
		4 / 6 面	1 , 1 7 0	1 , 5 3 0
		5 / 6 面	1 , 4 2 0	1 , 8 4 0
		全面	1 , 6 2 0	2 , 1 1 0
個人	一般		1 1 0	1 5 0
	大学生・高校生・中学生・小学		5 0	7 0

	生		
--	---	--	--

(2) トレーニングルーム

(単位 円)

区分	単位	使用料	
		6月1日から9月30日まで	10月1日から5月31日まで
一般	1回につき	170	280
	回数券	1,730	2,750
大学生・高校生・中学生・小学生	1回につき	90	130
	回数券	920	1,320

備考

- 1 使用料は、4時間をもって1回とする。
- 2 回数券は、11回券とする((3)水泳プールの表において同じ。)

(3) 水泳プール

(単位 円)

区分	単位	昼間		夜間	
		10時～18時		18時～20時	
		小人	大人	小人	大人
個人	1回につき	160	370	210	410
	回数券	1,690	3,620	2,060	4,090
団体(11人以上)	1人1回につき	150	340	160	370

備考

- 1 「小人」とは、小中学生をいう。
- 2 使用料は、2時間をもって1回とする。
- 3 回数券は、1開設期間中有効とする。

